

## 第4章 事業計画

### 基本目標Ⅰ こどもの生き抜く力を育み、希望する未来を創造する

#### 1 現状と課題

##### (1) 幼児期から学童期までつながる教育環境の充実

- 保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児教育・保育施設と小学校の連携による小学校への円滑な接続を推進するため、令和2(2020)年度から新たに「幼保小連携推進調整監」を配置するとともに、令和4(2022)年度には、乳幼児教育センターを設置しました。今後も、乳幼児教育センターを中心に、架け橋プログラム合同会議などの取組の強化が必要です。
- こどもの「確かな学力」の定着と「豊かな心」の育成のため、求められる資質・能力を育成する「こどもまんなか授業づくりのスタートライン」を活用した授業づくりや、こどもたち一人ひとりの特性や能力を伸ばす「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善を行いました。
- こどもの豊かな表現力や想像力を育成するため、公立図書館との連携を推進するとともに、司書教諭の育成、学校司書の配置など学校図書館の整備充実、読書機会の確保、読書活動の重要性等に関する普及啓発などを通じた、こどもの読書活動の推進が必要です。
- 学校における働き方改革、指導体制の充実及び教職員の資質能力の向上を一体的に推進するため、教職員研修の高度化を進め、ICT 機器や最新のデジタル技術を活用した教材の検討を進めることが必要です。

##### (2) 地域におけるこどもの居場所づくり

- 地域と学校が連携・協働し実施しているコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組や協働活動サポーターが運営する放課後子供教室を通じて、こどもたちに多様な遊びや学習、体験活動の機会を提供しています。
- こども食堂などのこどもから大人まで気軽に集まることができる、地域のこどもの居場所づくりが活発になっています。こどもたちが地域に見守られ、安全・安心に過ごすことのできる多種多様なこどもの居場所が地域に増えるよう、さらなる取組の推進が必要です。
- 高齢化や人口減少、地域とのつながりの希薄化が進む中、世代を問わず、地域の課題解決に主体的に参加する人材の育成や発掘への取組が必要です。

### (3)こども・若者の自立に向けた就学・就労支援

- こども・若者が家庭の経済状況にかかわらず、高等学校や大学等の高等教育機関に進学する機会を確保するため、奨学金の貸付を行うほか、国による高等教育修学支援新制度の活用を周知しています。
- 若者の定住促進と中小企業等の人材確保を目的に、未来人材奨学金返還支援事業を実施し、事業のPRや登録事業者の増加を図る取組を進めています。
- 山口県インターンシップ推進協議会と連携して、就業体験を通じた人材育成や職業意識の醸成に努めています。

## 2 目指すべき姿

- 教育・保育の充実に取り組むとともに、地域におけるこどもの学びや育ちを支える活動を後押しすることで、全てのこどもが年齢や発達に応じて人間性や社会性を育みながら自己肯定感をもって成長し、自分らしく社会生活を送ることができるよう、切れ目のない支援を行います。
- 学校や地域団体等との連携のもと、こどもが安全・安心な環境で、多様な遊びや体験活動を通じて成長することができるこどもの居場所づくりの充実を図ります。
- こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身につけることができる取組を推進し、こども・若者の自立を促進します。
- 家庭や学校、地域において、こども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成に努め、日常的に意見を表明し、その意見が尊重される経験を積み重ねることにより社会参画の意識を育みます。

### 3 主な取組内容

#### (1)教育・保育の場における子育ての支援

##### ①教育・保育環境の充実

- 保育所・幼稚園・認定こども園等や小学校の枠を超えて、5歳児から小学校1年生までの架け橋期のカリキュラムの策定やコーディネーターの育成・派遣を行うなど、乳幼児教育センターを中心とする「幼保こ小の架け橋プログラム」のさらなる促進を図ります。
- 地元の産業や文化芸術など地域の財産について学習し、豊かな心と感性、郷土を愛する心を育む教育の充実を図ります。
- 小学校・中学校へ外国語指導助手を配置し、英語教育、外国語活動及び国際理解教育の推進・向上を図ります。
- 読書意識の向上・文化水準の向上のため、小学校・中学校へ司書資格を有する学校図書館司書、図書館指導員を配置し、児童生徒の読書活動を推進します。

##### ②生き抜く力・人間性・社会性を育む教育

- 「豊かな心」の育成を基本として、こどもたち一人ひとりの特性や能力を伸ばし、個性を生かした柔軟で創意ある教育活動を通じて、変化が激しい社会を力強く「生き抜く力」を育む教育の充実に取り組みます。
- コミュニティ・スクール事業を通じて、地域の学習拠点としての学校の役割を発揮し、地域教育力の活用と学校の教育機能の提供を行いながら、学校のよさのさらなる伸長と課題解決を目指し、保護者・地域が協働実践する地域づくり、学校づくりを行います。
- 地域資源を生かしたキャリア教育を小・中学校一貫して実践するため、中学校区における「学校・地域連携カリキュラム」を活用し、教職員、保護者、地域住民及び児童生徒が参画する地域とともにある学校づくりを推進します。
- 学校における主体的な学習活動の推進と権利の主体としてのこどもの人権意識の向上のため、教職員等の人権意識の向上を図ります。

##### ③ICTを活用した教育

- 学びのDXの実現に向けて、学校における教育情報化に関する環境整備や活用支援を推進し、教職員のICT活用指導力の向上や児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- デジタル技術を活用した校務の効率化や働き方改革の実現を図ります。

## (2)多様な体験活動を通じて交流が生まれるこどもの居場所づくり

### ①遊びや体験活動の充実

- 動物園でのイベントや体験プログラムを通して、いのちの学習、環境学習及び職業体験の機会を提供します。
- こどもが安全に安心して公園を利用できるように、公園の効果的な維持管理や計画的な長寿命化対策を実施します。
- 児童生徒のボランティアや地域活動、多様な体験活動への参加を促進し、自身の成長を実感する契機となるよう支援します。

### ②放課後等のこどもの居場所づくり

- 児童に様々な体験活動を提供する放課後子供教室の取組を進めるため、担い手となる人材・団体の発掘を行い、全ての児童がプログラムに参加できる体制づくりを推進します。
- 放課後児童クラブの利用を希望する児童が、安心して放課後や長期休業期間等を過ごせるよう、ニーズの把握に努め、計画的な施設の整備と安定した運営体制の構築に取り組めます。
- 放課後子供教室と放課後児童クラブが情報共有や合同研修等を通して連携し、運営の質を向上させる取組を推進します。
- 子育て支援活動やこどもの居場所づくりを行う民間団体へ助成を行い、持続可能な地域活動を支援します。
- 地域活動の活性化により、こどもや子育て家庭が集い、交流できる多種多様な場が増え、支援を必要とするこどもや家庭に手が差しのべられる社会や地域をつくりまします。

### ③文化・スポーツ交流

- こども・若者が文化芸術活動やスポーツ活動に継続して親しむことができるよう、部活動の円滑な地域移行を進めます。また、全ての市民が生涯にわたって文化芸術活動やスポーツ活動に親しむことができる環境整備に取り組めます。
- こども・若者のスポーツ活動の推進のため、各種スポーツ大会の後援、市民が気軽に参加できる体験型スポーツイベント、障害者の健康・体力の向上及び地域間交流を推進するためのイベントの開催等によって、スポーツへの関心を高めます。
- こども・若者の文化芸術活動の推進のため、文化芸術活動等の活動を支援するほか、多様な文化芸術の鑑賞やイベント参加、文化財や地域文化に親しむ機会の提供等によって、文化への関心を高めます。

### (3) 子ども・若者の自立の促進

#### ① 奨学金・修学支援

- 経済的理由により修学が困難な学生を支援するため、奨学金の貸付を行います。
- 周南公立大学においては、国による高等教育修学支援新制度の活用、市内出身者の入学金の減免など、地域における高等教育機会の確保に努めます。

#### ② 就労支援・雇用の創出

- 地元企業と人材のマッチングの推進や、未来人材奨学金返還支援事業の PR 及び登録事業者を増やす取組を進め、若者の市内就労者の増加及び定住促進を図ります。
- ひきこもりやニートなどの若年無業者に対して、しゅうなん若者サポートステーションにて就労促進支援を行い、職業的自立を促進します。

#### ③ ライフデザイン支援

- 子ども・若者が、未来を想像しながら自らのライフデザインを具体的に描くことができるよう、様々なロールモデルの紹介や職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を提供し、意識啓発や情報提供に取り組みます。
- 男女共に将来の妊娠・出産のライフイベントに備えて、性や妊娠、不妊、産後ケア等の知識を習得し、栄養管理を含めた健康管理を促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

#### ④ 社会参画

- まちづくりに対する市民からの提言等を市政運営の参考にするとともに、市民と行政の信頼関係の構築を図ります。
- 周南市子ども育成支援対策審議会等、市の重要な子ども施策について意見表明や調査・審議する機会に、子ども・若者が参画し、当事者としての意見を施策に反映するための取組を推進します。

#### 4 指標

指標内容	現状値 (令和5(2023) 年度)	目標値 (令和11(2029) 年度)
地域や社会をよくするために何かしてみたい と思うこどもの割合	(小学校)81.3%	(小学校)100%
	(中学校)69.2%	(中学校)100%
こどもの居場所づくり支援	推進	推進
スポーツ活動サポートセンターに登録された 地域クラブ数	—	130 団体
美術博物館の特別展及び企画展の観覧者数	25,244 人	26,000 人
未来人材奨学金返還支援事業補助対象者数	—	50 人
周南市こども育成支援対策審議会公募委員の うち若者の割合	40%	70%

## 基本目標Ⅱ 家庭の育てる力を支え、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくり

### 1 現状と課題

#### (1)妊産婦と乳幼児の母子保健対策

- 母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制であるこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦や子育て家庭が、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型相談支援や地域の関係機関との連携による包括的な支援体制の充実を図っています。
- 保健師等の専門職が、家庭訪問や健康診査などを通じて、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産、子育てに関する必要な情報提供や相談支援、関係機関との連絡調整を行うなど、家庭支援を実施しています。
- 父親の育児参画を促進するため、両親学級の開催、父親が参加できる産後のサロンや子育て支援センターの休日開所など、父親支援事業の充実を図っています。
- 産後の育児不安や負担が高まる時期に、母親の育児不安の軽減や心身の回復を促進することで親子の愛着(アタッチメント)形成を促し、健やかな育児ができるよう支援するために、産後ケア事業や産後のサロンを実施しています。また、費用面の負担感から利用を控えることのないよう、利用料を無償化し、支援を強化しています。

#### (2)親子の健康づくりと発達支援

- ニーズ調査によると、就学前児童の保護者の多くが、子育ての悩みに「子どもの食事や栄養」をあげています。毎月の定例育児相談時には、栄養・歯科等の個別の保健指導を実施し、また、保育施設等と連携した講座を開催するなど、歯の健康や口腔ケア、食育について、正しい知識の普及啓発を行っています。
- 妊産婦や乳幼児の健康診査や新生児聴覚検査を実施し、疾病や発育・発達の異常を早期に発見し、適切な治療や支援につなげる体制を整えています。
- おとなのための「いい歯スマイル検診」は、妊婦に加え、令和6(2024)年度より、幼児歯科健康診査対象児の保護者も無料で歯科検診を受診することができるようになり、医療機関と連携した歯科疾患予防の取組を進めています。
- 育てづらさを抱えた保護者の困り感を聞きながら、こどもの発達段階に応じた具体的な助言を行う発達相談会や、親子でのふれあい活動や体験活動を通じて心身の発達を促し、また、保護者が子どもへの適切な接し方を学ぶ発達支援学級、円滑な就学に向けた5歳児発達相談会の開催など、こどもが早期に適切な支援を受け、就園、就学後の集団生活における困り感を軽減できるよう、発達支援体制を整えています。

- 家庭や集団生活の場において困難さを抱えるこどもの発達支援へのニーズが増えたことにより、専門の医療機関の初診待機期間の長期化が顕在化しています。令和5（2023）年度に、小児科による医療的相談機能強化事業が始まり、身近な医療機関で必要に応じて発達検査や療育指導が受けられるようになりました。その結果、専門機関の受診の優先度の高いこどもが、より早く専門的な療育指導を受けられることができる体制が整ってきており、引き続き、受け皿の確保が必要です。

### (3)教育・保育施設の提供体制と多様な保育ニーズへの対応

- 共働き世帯の増加、勤務形態の多様化、育児休業制度の充実など、保育を取り巻く状況は変化しています。対象年齢や施設類型、地域性等により保育需要は異なり、希望する施設へ入所できない状況もあります。今後も保護者のニーズを的確に把握しながら、計画的な施設の再編整備や提供体制の確保を図ることが必要です。
- 保護者の急な病気の時や休息などを目的とした一時預かり、こどもが病気で集団保育ができない場合の病児保育など、突発的・単発的な保育ニーズは高まっており、受入体制を確保し、安心してこどもを預けることができる環境づくりが求められています。

## 2 目指すべき姿

- こどもにとって、愛着(アタッチメント)形成を基礎とした情緒の安定と他者への信頼感が醸成され、社会性を身に付けながら、自己肯定感を育む重要な時期である乳幼児期に、子育て家庭が不安を抱えたまま、地域で孤立することのないよう、専門職がそれぞれの家庭に寄り添いながら、関係機関と連携し、伴走型で切れ目のない支援を行います。
- 乳幼児と保護者の交流や、育児相談会、子育て講座等を行う子育て支援センターや、子育て家庭と子育てを手助けしたい方との橋渡しを行うファミリーサポートセンターの活動等を通じて、保護者の育児負担の軽減を図り、子育てに伴う喜びを実感しながら安心して子育てできる環境づくりに努めます。
- 一時預かりや病児保育など、緊急・一時的にこどもを預けることができるサービスや、保護者が一時的に子育てから離れ、休息を取る「レスパイトケア」を目的とするサービス等の提供体制を整えます。
- 幼児期における教育・保育は人格形成の基礎を培うのに重要なものであることから、幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、特別な配慮を必要とするこどもを含め、安全・安心な環境の中で、こどもの健やかな成長を支えます。
- 全てのこどもが家庭の経済状況にかかわらず、必要な教育・保育を受けることができ、主体性・社会性を身に付けながら成長できるように、今後も各種手当等の給付を行うとともに、給付時の相談にきめ細かく対応し、必要に応じて関係機関と連携した支援を行います。

### 3 主な取組内容

#### (1) 妊娠・出産、子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実

##### ① 相談支援体制の強化

- こども家庭センターによる児童福祉と母子保健の一体的相談支援体制を強化し、専門職が子育てに関する不安や困りごとなど、個別のニーズを的確に把握した上で、必要なサービスを切れ目なく提供し、包括的な支援の充実を図ります。
- 妊娠届出時の面談、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査等で支援ニーズを把握した家庭に、妊娠期から子育て期にわたり、伴走型支援を実施します。
- 保育所・幼稚園・認定こども園等に通っていないこどもの状況を把握し、教育・保育、子育て支援サービス等の利用につなげます。
- 養育支援が特に必要な家庭に対して、サポートプランを作成した上で、関係機関と連携しながら、育児・家事・移動支援等、養育状況に応じて必要なサポートを提供し、適切な養育の確保に向けた支援を実施します。
- 乳幼児期・学童期・思春期とこどもの成長に応じて保護者の悩みは変化します。親子関係形成支援事業を通じて、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者から相談を受けて、こどもにとって信頼できる親子関係を構築するために必要な知識を提供します。

##### ② 産前産後のサポート

- 心身共に不安定になりやすい産後に利用できるサロンや産後ケア、休息や支援が必要な産婦等に対し、一定期間の育児や家事の支援を実施します。
- 2人以上の多胎児を妊娠又は養育している多胎児家庭に対し支援員を派遣し、育児・家事支援を実施します。また、保護者のレスパイトを目的とした多胎児家庭等日帰りショートステイにより、小児科医療機関で産後早期から未就園児までのこどもの安全な預りを実施します。

##### ③ 地域の子育て支援活動

- 地域の子育て支援拠点である子育て支援センターに、専門職員を配置し、育児負担や不安を抱える保護者のサインを受け止め、寄り添う支援を行います。また、父親の育児参画を促進するために、休日開所や父親向けの子育て支援講座を開催します。
- 多様な保育ニーズに柔軟に対応できるサービスとして期待が高まるファミリーサポートセンターの、こどもの預かりや習い事などへの送迎を担う提供会員の確保に努めるとともに、会員向けの研修会や講習会を適切に実施し、安全・安心な援助活動を継続して

実施できる体制を整えます。

- 子育て家庭向けに、妊娠・出産、子育ての各ライフステージで必要とされる子育て支援情報やイベント情報を、適切なタイミングでプッシュ型の情報発信を行います。

## (2)親と子の健康づくりの推進

- 妊婦やその家族と子育て中の保護者に、健康診査や保健指導などの機会を通じて、妊娠期から子育て期における、心身の健康保持増進に関わる知識や技術を提供します。
- おおむね生後1か月以内に、新生児聴覚スクリーニング検査を実施し、先天性難聴の早期発見及び早期療育を行うことで、その後のコミュニケーションの形成や言語発達の獲得を図ります。
- 感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法に基づき、乳幼児等に予防接種の実施及び接種勧奨を行います。
- 歯科健康診査、ブラッシング指導、フッ化物洗口、口腔機能と栄養について一体的に学べる教室の開催など、妊娠期から子育て期にわたり、歯や口腔の健康意識を高め、虫歯や歯周病予防のための取組を推進します。また、幼児歯科健康診査対象児の保護者が受診できるいい歯スマイル検診の受診勧奨を行います。

## (3)発達支援体制の充実

- こどもの発達に特性があり、育てづらさを抱えた保護者が不安を和らげ、こどもが地域で安心して生活できるよう、相談支援体制を強化します。また、関係機関と連携しながら、発達相談会や発達支援学級など、段階に応じた支援を実施します。
- 教育・保育施設や医療機関などと連携し、発達支援の必要なこどもの早期発見と支援を実施するとともに、発達支援の受け皿の確保に努めます。
- 幼児ことばの教室の運営を通じて、幼児期のことばの発達に不安を感じている保護者への教育相談や、言葉の発達を促す支援を行うことにより、こどもたち一人ひとりの状況に応じた適切な指導を行います。

## (4)多様なニーズに対応できる教育・保育環境の充実

- 適切な保育士の加配や保育支援者の活用などにより、教育・保育の適切な質と量の確保に努めます。また、延長保育、一時預かり、病児保育、障害児保育、放課後児童クラブ等、多様な保育ニーズに対応できる体制を整えます。
- 様々な教育・保育施設や各種事業を円滑に利用できるよう、専門職員による情報提供等を実施します。
- 乳幼児教育センターのアドバイザーを中心に合同研修会や施設訪問を実施し、実践的な幼児教育についての理解を促進させるとともに、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

- 補助人材や ICT の活用等により、幼児教育や保育の現場における保育士の負担軽減と労働環境の改善に取り組むとともに、研修等を通じて担い手の確保・育成を行います。
- 安全な保育環境を整えるため、遊具等、施設設備の環境改善を計画的に実施します。

## (5) 子育ての負担を軽減する経済的支援

### ① 全てのこども・子育て家庭への支援

- 妊婦支援給付金を支給します。
- 高校生年代までのこどもの医療費の自己負担額を助成します。
- 高校生年代までのこどもを養育している家庭に、児童手当を支給します。

### ② 就園・就学支援

- 国の幼児教育・保育の無償化制度に基づき、3歳児以上の全てのこどもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳児までのこどもについて、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化を実施します。さらに、第2子以降の0歳から2歳児までの保育料を無償化し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 生活保護世帯等が、保育所等を利用する際に必要となる日用品や文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等の一部を補助します。
- 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費等の教育費の一部を援助します。
- 就学援助の認定を受けた世帯のうち、学校保健安全法に該当する病気で治療が必要な児童生徒に対して、医療費を助成します。
- 通学に路線バス又は離島航路を利用する高校生に対して、定期券購入費の一部を補助します。

## 4 指標

指標内容	現状値 (令和5(2023) 年度)	目標値 (令和11(2029) 年度)
乳児家庭全戸訪問実施割合	99.5%	100%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合 (乳幼児健康診査問診回答状況)	96.2%	増加
妊婦健診(全14回)初回受診率	99.5%	100%
むし歯のない人の割合(3歳児健康診査)	89.6%	95%
乳幼児健康診査の受診率	98.2%	100%
乳幼児歯科健康診査の受診率	95.2%	100%
妊婦の歯科健診受診率	50.7%	60%

## 基本目標Ⅲ 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実

### 1 現状と課題

#### (1) 児童虐待防止対策の充実

- 令和6(2024)年度に設置されたこども家庭センターでは、要配慮家庭を含めた全ての子育て家庭を対象に、包括的な支援体制を整え、児童虐待防止対策の充実を図っています。
- こどもの生活状況調査によると、貧困世帯やひとり親世帯では生活の満足度が低く、保護者の心の健康状態が悪い傾向にあり、また、相談相手が「いない」との回答が他の世帯と比べて高くなっています。こどもへの虐待に発展する前に、相談に導き、適切な機関につなげるための未然防止の取組が重要です。
- 家庭内の問題は外からは見えにくく、こどもからも家庭からもSOSが発信されにくいことから、表面化するまでに時間を要するため、問題が複雑化するという課題があります。こどもや家庭からのSOSが発信されやすい環境づくりが必要です。
- 保健、教育及び福祉といった専門機関による多職種連携は強化されていますが、重複した生活課題を抱えている家庭や、制度の狭間で支援の枠組みからこぼれおちかねない困難事例に対応するために、専門性の高い人材の確保、育成が必要です。

#### (2) ひとり親家庭への総合的支援の推進

- 各種手当等の手続きにあわせて、母子・父子自立支援員及び就業支援専門員が各関係機関と連携しながらひとり親家庭からの相談支援にあたっています。
- 様々な支援施策の情報を的確に提供できるよう、関係機関等と連携した丁寧な周知に努めるとともに、ひとり親家庭の経済的自立に向けた相談体制の強化が必要です。
- 両親の離婚後も将来にわたってこどもの生活を保障するため、弁護士による離婚等に関する諸問題についての無料相談や啓発講座を開催しています。また、令和6(2024)年度からは養育費に関する公正証書作成の支援を行っています。

#### (3) 障害のある子どもに対する施策の充実

- 特別な支援や介助を必要とする児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じたきめ細かな指導・支援を実施するため、生活指導員や介助員を適宜配置しています。
- 児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の新規開設等により、障害特性に応じたサービスの選択肢が広がりつつありますが、利用ニーズの高まりにともない、必要とされるサービス量は年々増加傾向にあることから、さらなるサービス提供体制の充実が求められています。

- 令和元(2019)年10月に、医療的ケア児とその家族を支援するため、基幹相談支援センターにサービス提供に係る相談や関係機関との調整を担う医療的ケア児支援コーディネーターを配置しました。サービスを必要とするこどもが適切な支援を受けることができる体制が整備されてきていますが、近年増加している複合化・複雑化した支援ニーズに細かに対応できる体制づくりが必要です。
- 障害のあるこどもたちは、施設内や家庭内で過ごす時間が多くなり、社会参加の機会が少なくなりがちです。障害の有無にかかわらず、こどもたちが様々な遊び等を通じて共に過ごし、互いに学び合う経験を持てるようにしていくことが必要です。

#### (4)困難を抱えるこども・子育て家庭への支援

- 複雑な課題を抱えていて、学校単独では解決が難しく多機関多職種の支援が必要なこどもと家庭に対し、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーが関係機関と連携して、学校や家庭への専門的支援を実施しています。
- 経済的理由や家庭の事情により、学習環境が十分ではないこどもに対し、学習会を開催しています。学習支援を必要とするこどもが、学習会に参加できるよう関係機関が連携し、学習会の情報提供と参加促進が必要です。
- 支援を必要とするこどもが利用できる、食事、学習、遊び、体験活動、相談の場など、多種多様なこどもの居場所づくりを推進することが必要です。
- 養育環境等に課題があり、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、安心して過ごすことができる場所での生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等、課題に応じた支援が必要です。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている「ヤングケアラー」について、社会的認知度及び理解度の向上を図る、ケアラー本人にも気付きを与えて相談に導く、孤立を防ぐなどの取組が必要です。

## 2 目指すべき姿

- 困難な状況を抱えながら地域で生活するこども・若者が、夢や希望をあきらめることなく、それぞれの可能性を伸ばし、思い描く将来に向けて挑戦できるように、行政機関や専門機関によるきめ細かな支援と、地域で支え合い、孤立を防ぐ仕組みづくりが重要です。
- 問題が複雑化する前に、こどもや家庭からSOSが発信されやすい環境づくりと、こどもに関わる全ての機関や支援者が、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもと家庭の異変に気付き、支援につなぐ体制を整えることが必要です。

### 3 主な取組内容

#### (1) 児童虐待防止対策の充実

- こども自身や子育て家庭の相談窓口として、こども家庭センターの周知を図り、こどもと子育てに関する悩みに寄り添い、適切な情報提供や支援を実施します。
- 行政機関や地域の支援が必要であるにもかかわらず、支援につながっていない家庭の養育状況の把握や、こどもからの SOS を受け止める体制を整えるため、こども家庭センターを中心に、アウトリーチによる家庭支援や要保護児童対策地域協議会などのネットワークを活用して、児童虐待の未然防止を図ります。
- 児童虐待通告に対しては、市、児童相談所及び警察が連携し、家庭に介入し、こどもの安全確認と家庭の養育状況の把握、アセスメント、必要な支援を実施し、こどもの最善の利益を保障します。
- 警察、女性相談支援員、保育施設、学校などの関係機関と連携し、面前DVなど、こどもへの心理的虐待防止のための包括的支援を実施します。
- 要保護児童対策地域協議会の構成機関と支援者の専門性の向上、連携強化を図ります。

#### (2) ひとり親家庭への総合的支援の推進

- 医療費の自己負担分の助成、児童扶養手当の支給、資格取得や能力開発を目指した高等職業訓練促進給付金等の支給、生活資金やこどもの就学等にかかる費用の貸付など、ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図る取組を進めます。
- 各種手当等の手続きにあわせて、ひとり親家庭からの相談にきめ細かく対応し、必要に応じてハローワークや山口県母子家庭等就業・自立支援センター等と連携した支援を継続します。
- 両親の離婚後も将来にわたってこどもの生活を保障するため、弁護士による離婚等に関する諸問題についての無料相談の実施、養育費の取り決めについての公正証書作成にかかる費用の補助など、養育費の確保に向けた支援を実施します。

#### (3) 障害のあるこどもに対する施策の充実

##### ① 障害のあるこどもへの支援の充実

- 「第3期周南市障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保を図るとともに、質の確保と向上に努めます。
- 障害児が保育所・幼稚園・認定こども園、放課後児童クラブ、小学校・中学校及び特別支援学校などの育ちの場で、適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し、障害児の地域社会への参加及び包容(インクルージョン)の推進を

図ります。

- 発達障害児やその家族に対する支援を適切に実施できるよう、地域の支援機関の連携強化と専門性の向上を図ります。また、保護者がこどもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、山口県と連携し、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングなどの支援体制の確保を推進します。
- こどもたちが外に出掛けて、多様な体験を得る機会として、徳山動物園の休園日にあわせて障害のあるこどもとその家族を対象とした無料開放を実施し、小動物とのふれあいやエサやり体験などを楽しみながら、命の尊さや思いやりの心を育む場を提供します。

## ②医療的ケアが必要なこどもへの支援の充実

- 医療的ケアが必要なこどもに対して、地域における実態把握や支援体制整備の方向性を協議し、適切な支援が行えるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携促進に努めます。
- 関係機関と連携して障害のあるこどもの健やかな発達を促し、保護者に対するこどもの障害特性への理解促進を支援します。

## (4)困難を抱えるこども・子育て家庭への支援

### ①生活困窮世帯への支援

- 生活保護世帯等が、保育所等を利用する際に必要となる日用品や文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等の一部を補助します。(再掲)
- 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費等の教育費の一部を援助します。(再掲)
- 就学援助の認定を受けた世帯のうち、学校保健安全法に該当する病気で治療が必要な児童生徒に対して、医療費を助成します。(再掲)
- 生活困窮世帯からの相談に応じ、必要な情報提供や専門的な助言、就労に向けた支援等を行います。また、複雑化・複合化した課題に対応できるよう、多機関協働による重層的支援体制整備事業に取り組むなど、包括的な支援体制の充実を図ります。

### ②学習の保障

- 不登校及び不登校傾向にある児童生徒に心理的重圧の少ない安らぎの場として通所できる教育支援センターを運営し、学習の保障、学校への復帰を目指した関係機関との連携及び義務教育卒業後の自立を目指した諸活動を提供します。
- 課題のあるこどもと家庭への迅速かつ適切な支援を行うため、スクールカウンセラーや

スクールソーシャルワーカーが連携し、専門相談・支援を行います。

- 経済的な理由や家庭の事情により、学習環境が十分ではない中学生に対し、学習会を実施し、学習習慣の定着と学力の向上を図るとともに、生活相談等に応じ、希望する進路を後押しすることで、将来への希望を持てるよう支援します。

### ③安心して過ごせる居場所の提供とサポートの充実

- 子育て支援活動やこどもの居場所づくりを行う民間団体へ助成を行い、持続可能な地域活動を支援します。(再掲)
- 地域活動の活性化により、子どもや子育て家庭が集い、交流できる多種多様な場が増え、支援を必要とする子どもや家庭に手が差しのべられる社会や地域をつくります。(再掲)
- 養育環境等に課題があり、家庭や学校に居場所のない子どもに対し、安心して過ごすことができる場所での生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等が受けられる新たなこどもの居場所づくりを推進します。

### ④ヤングケアラーやひきこもり等、困難な状況にある若者への支援

- こども家庭センターを中心に山口県の取組と連携しながら、ヤングケアラーの把握に努め、支援につなぐ取組を推進します。
- ひきこもり当事者やその家族が利用できるひきこもり相談窓口を設置し、居場所づくりや関係機関とのネットワークづくりなどによって、本人の生きづらさに寄り添う支援を実施します。
- ひきこもりやニートなどの若年無業者に対して、しゅうなん若者サポートステーションにて就労促進支援を行い、職業的自立を促進します。(再掲)

## 4 指標

指標内容	現状値 (令和5(2023) 年度)	目標値 (令和11(2029) 年度)
こども家庭センターの相談支援体制		現状維持
児童虐待通告48時間以内の安全確認の実施率	100%	100%
高等職業訓練促進給付金の給付人数	10人	15人
アウトリーチによる家庭支援体制		現状維持

## 基本目標Ⅳ こども・子育て家庭を地域で支え合うネットワークづくり

### 1 現状と課題

#### (1) 子育ての担い手の育成とネットワークの強化

- 子育て支援活動は、こどもや子育て家庭にとって身近な地域で活動する民間団体やボランティアに支えられています。市内にも主体的に活動している団体が多数ありますが、高齢化等により、担い手不足が課題となっている団体もあります。持続可能な活動を推進するために、活動の意義や重要性についての普及啓発、担い手の発掘や育成、スキルアップや連携強化のための取組が必要です。
- 令和元(2019)年度から、こどもの居場所づくりに取り組む団体や、関心がある人を対象に、地域の担い手育成研修を開催しています。こどもの居場所の開設や運営に関する講座に加え、事例発表などを行うことで、こどもの居場所づくりに関わる人や団体が地域を超えてつながり、こどもや子育て家庭を支えるネットワークが広がっています。
- こどもの健全な発育発達と子育て家庭を支える地域の仕組みづくりを目指して、「すすくネット周南」を開催し、行政と民間の垣根を越えた保健・医療の連携が進み、さらに、教育・福祉も含めたネットワークの拡大を目指しています。

#### (2) こどもの安全を守る取組の推進

- こどもたちが安心して登下校できる環境を整えるため、通学路の安全点検を毎年実施しています。また、「こども110番の家」や「地域のおじさん・おばさん運動」といった、こどもたちの健全育成や安全を見守る地域活動を推進しています。高齢化等により協力者や参加団体が減少傾向にあり、新たな担い手の参加促進のための啓発が必要です。
- 情報化やインターネット利用の低年齢化の進行、SNSの普及等を背景に、こどもの健やかな成長を阻害する有害情報の氾濫や犯罪被害につながる重大事件に巻き込まれるリスクが高まっています。
- 全国的に10代の自殺者数は増加傾向で、10代の死因の第1位であり、その原因や動機のひとつに、家庭や学校での問題が挙げられており、深刻な社会問題となっています。各学校では、道徳教育や人権教育により生命の大切さや人生のかけがえのなさを伝え、生活アンケートや教育相談の実施、スクールカウンセラーの配置等により、児童生徒一人ひとりの悩みや不安定な心身の状態の把握に努め、未然防止を図っています。
- 近年は異常気象による豪雨災害が頻発しているほか、南海トラフ巨大地震発生による甚大な被害が懸念され、大規模災害からこどもの命を守ることが極めて重要です。地域の防災意識の醸成を図るため、出前トークの実施や防災アドバイザーの派遣を行っており、利用件数、利用者数共に増加しています。

### (3)多様性を尊重する共生社会の推進

- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、自分らしく生きることのできる「共生社会」の実現を目指し、こどもの権利擁護や男女共同参画の推進などの意識啓発に取り組んでいます。
- ニーズ調査の結果から、母親に育児・家事の負担が偏っている現状がわかりますが、育児休業制度など「共働き・共育て」を支援する制度は充実してきているものの、近年の労働力不足なども背景に、制度があっても利用しづらい状況がうかがえます。
- 働き方改革やワーク・ライフ・バランスに関する啓発に取り組んでおり、今後も働き方の多様化に対応した両立支援の取組を進めることが重要です。

## 2 目指すべき姿

- こどもの健全育成や、子育て支援に携わる機関・団体など、こどもに関わるあらゆる主体が、「こどもまんなか」の理念を理解し、権利の主体としてこども・若者の意見を聞きながら、こども・子育て家庭の課題解決に向けて、継続して活動できるよう、公的機関・民間団体にかかわらず、チームとして機能するネットワークづくりを推進します。
- 犯罪被害や事故、災害などからこどもの安全を守るため、有害環境の浄化、防犯・交通安全・防災対策と意識の醸成に努めます。
- こども・若者が、性別にかかわらず可能性を広げていくことができるよう、夫婦が等しく家事・育児を役割分担し、仕事と子育てを両立する「共働き・共育て」の推進、固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直す意識啓発、男性の家事・育児への主体的な参画の促進等を通じて、女性と男性が共にキャリアアップと子育てを両立できる環境づくりに努めます。

## 3 主な取組内容

### (1)子育ての担い手の育成とネットワークの強化

- 子育て支援活動やこどもの居場所づくりを行う民間団体へ助成を行い、持続可能な地域活動を支援します。(再掲)
- 地域活動の活性化により、こどもや子育て家庭が集い、交流できる多種多様な場が増え、支援を必要とするこどもや家庭に手が差しのべられる社会や地域をつくります。(再掲)
- こどもの健全育成や、子育て支援に携わる機関や団体などの担い手の人材の発掘及び育成と団体間のネットワークづくりのため、情報交換の場や研修、セミナー等を開催し、活動の活性化を図ります。

- 全ての子どもと家庭が、制度の狭間で支援の枠組みからこぼれおちずに、必要な支援を受けられるよう、公的機関・民間団体にかかわらず、保健、医療、福祉、教育等、子どもに関わる機関・団体がつながるネットワークづくりを行います。

## (2) 子どもの安全を守る取組の推進

- 安全な通学環境を確保するために「周南市通学路安全推進会議」による合同点検を実施するとともに、危険箇所に対するハード面の整備を計画的に実施します。
- 交通教育センター内での交通安全教育と、保育所・幼稚園・認定子ども園及び小学校を巡回して行う交通安全教室の開催等により、交通安全の知識の普及を図ります。
- 「学校安心安全サポーター」の小・中学校訪問指導等により、防犯に関する学校支援を実施します。
- 子どもが犯罪・非行に巻き込まれないよう、青少年育成センターと関係機関が連携し、補導や環境浄化などの活動を実施します。
- ネットトラブルや犯罪など、子どもが被害に合う事件に巻き込まれないよう、適切に取捨選択して利用できる情報活用能力の向上と保護者に対する啓発活動に取り組みます。
- 災害時における小中学校への迅速な情報伝達や、自主防災組織の育成及び支援を実施するほか、市民全体を守るための防災体制の強化・充実を図り、子どもの安全・安心を確保します。
- スクールカウンセラーによる「心理教育プログラム（「SOS の出し方」等）」の実施、生徒指導や教育相談体制の充実・強化を図るための教職員の研修の実施、一人一台端末の活用による自殺リスクの早期発見を図り、学校における自殺対策を推進します。また、周南市自殺対策計画に基づき、相談体制の強化、若年層へのゲートキーパー研修による人材育成、市民への周知啓発など、総合的な取組を進めていきます。

## (3) 多様性を尊重する共生社会の推進

- 男女共同参画や家事分担意識の醸成、多様な性や障害などへの理解を促進し、人権意識の向上を図るための啓発活動として、情報誌、冊子、DVD等の媒体を用いた情報発信や市民向けの講座・セミナー等を開催します。
- 夫婦が仕事を持ちながらも相互に協力して子育てを行い、それを職場が応援し、地域が支える社会づくりの一環として、山口県と連携し、働き方改革やワーク・ライフ・バランスセミナーの紹介、「共働き・子育て」を推進する啓発や情報提供を行います。
- オンラインや対面式によるパパニティ講座の開催や子育て支援センターの休日開所などにより、夫婦で参加できる子育て支援講座や交流会、育児の不安や悩みの相談会などへの父親の積極的な参加を促進し、妊娠期から子育て期にわたり、夫婦による「共育て」を推進します。

## 4 指標

指標内容	現状値 (令和5(2023) 年度)	目標値 (令和 11(2029) 年度)
こどもの居場所づくり支援	推進	推進
すくすくネット周南のネットワーク体制		現状維持
交通安全巡回教室実施数(申込団体数)	24 団体	43 団体
男女共同参画講座、セミナー等への参加者数	1,209 人	1,900 人
父親の育児参加サポート事業実施回数	27 回	42 回